

第 3 2 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 2 月 1 0 日 (金)

中央公民館 講堂

第32回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年12月10日（金）

2、開催場所 中央公民館 講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内 山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸	14番	布 施 和 彦（会長）
15番	鵜 澤 英 夫（職務代理者）	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～4）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について
（農地中間管理事業）

第7 議案第5号 非農地判断について
（整理番号1～33）

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～2）

第9 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)

第10 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1～5)

第11 報告第4号 軽微な農地改良の届出について
(整理番号1～2)

第12 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 好	主 査	千葉 利 憲
主任書記	戸田 久子	主任書記	小田切 基 樹

◎開 会

○議長 ただいまから第32回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時03分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

中村和敏委員、積田敏春委員の兩名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～4)

○議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から4の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案の説明に入ります前に、詳細資料12-2ページを追加で委員の皆様のお手元にお配りしておりますので、ご確認のほど、お願いいたします。

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、大網字中台内の地目、田が1筆、面積723平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申し出によるため、義務者は財産処分によるためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資

料につきましては、A4判縦の1ページから4ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、大網字拾貳島の地目、田が5筆、合計面積6,008平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は相手方の申し出によるため、義務者は財産処分によるためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから9ページとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は、南玉字西ノ谷の現況地目、畑が3筆、合計面積928平方メートルのうち、884.92平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の10ページから14ページとなります。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号4。申請地は、小西字挽田、字挽田前、字越作、字押出、字中道及び養安寺字尻無の地目、田が13筆、地目、畑が7筆、合計面積1万2,641平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は経営規模を縮小するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の15ページから33ページとなります。

以上、整理番号1から4につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から3の案件について、一括して、積田敏春委員、よろしく願いいたします。

○積田委員 議案第1号、整理番号1から2について、一括して調査報告申し上げます。

整理番号1と2の権利者は同一人です。詳細は事務局説明のとおりです。

整理番号1については12月1日に現地確認し、権利者、義務者から聴取しています。現地は今年も耕作されています。義務者は数年前に機械の老朽化から水田耕作をやめ、権利者に耕作を依頼していましたが、今回、田の買取りを権利者にお願いしたとのことでした。

整理番号2についても12月1日に現地確認し、権利者、義務者から聴取しています。現地は今年も耕作されています。義務者の土地は、ご主人が亡くなり、相続で取得したのですが、義務者は市外在住、高齢で後継者もいないことから、昨年農地の処分を始め、昨年も5件、義務者、権利者間で農地の売買は行われました。本件は、最後の農地売買となるものです。義務者は、農地の処分が終わるとのことでした。

権利者は、積極的に経営規模を拡大している認定農業者です。今回購入する農地は、全て従前から借入れし、耕作していたものであり、申請内容に間違いはないとのことでした。

本件権利者は認定農業者であり、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

続いて、整理番号3について調査報告いたします。

12月1日に現地調査しました。隣地には、携帯の地上基地と思われる鉄塔が建っており、本件の土地の一部がその進入路として舗装され、フェンスで囲まれています。実際の売買は、この道路部分を控除した残地になります。

12月7日に義務者から聴取しました。義務者は、農業は行っていません。本件の土地の取得後は耕作することなく維持管理のみをしてきたが、息子さんから、義務者が高齢でもあり、生前に資産の処分を言われたとのことでした。そのため、本件土地の維持管理を行ってきた権利者に買取りを依頼したものです。

同じく12月7日に権利者から聴取しています。申請内容に間違いはないとのことでした。ブルーベリー畑として利用する予定とのことでした。

権利者は認定農業者であり、何ら問題なき案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、今関喜明委員、よろしく願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号4について調査説明を報告いたします。

12月4日、榎澤委員と共に義務者宅へお伺いし、お話を伺ってまいりました。

内容については、事務局の説明のとおりです。義務者は今後農業は続けられないということで、もう早く手放したい気持ちがあったという話でした。たまたま権利者と話ができて、このような許可申請になったということでございます。

権利者は道具もそろっており、一生懸命やると言っておりました。何ら支障はないと思いますが、慎重審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から4について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号3について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号4について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は許可することに決定されました。

◎議案第2号（整理番号1）

○議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第2号、整理番号1について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1。申請地は、小西字挽田前の地目、畑が1筆、面積343平方メートルを所有権移転し、駐車場用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の①に2-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の34ページから43ページになります。

駐車場の概要は、普通車1区画当たり14.85平方メートルを12台、軽自動車1区画当たり11平方メートルを1台、合計13台分を設ける計画でございます。

事業を行う理由につきましては、市内の別の場所から申請地近くの屋外フィールドに拠点を移す計画であり、移転先ではスタッフや犬のしつけ教室に通う方たちの駐車場が不足するために計画したとのこととです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は、農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、金融機関からの残高証明書が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、造成計画は、整地後、十分に転圧を行い、高低差が少ないことから、土砂の流出はないものと思われま。また、隣接農地との境界には、ネットアニマルフェンスを設置する計画となっております。

排水につきましては、雨水は敷地内において自然浸透する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局からの議案説明がありました。関連して、担当委員の方から調査の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、志賀典夫委員、よろしくお願いいたします。

○志賀委員 議案第2号、農地法第5条の許可申請について、整理番号1の調査報告をいたします。

内容としては、事務局説明のとおりです。

12月3日、積田委員と権利者にお会いして話を聞きました。権利者は犬の訓練中でしたが、話に応じてくれて、事務所は市内の別の場所にあります。犬の訓練のため、雨以外の午後はこの場所で飼い主と一緒にしつけやほかの訓練をしているそうです。今、コロナでリモートや家にいる人が多くなり、ペットを飼う人が増えて、コロナ前の犬のしつけや訓練をする人が1.2から1.3倍に増えたそうです。そこで、駐車場が狭くなり、代理人にすぐ横にある義務者の畑を紹介していただき、購入の決断をして今回の申請に至ったそうです。

また、代理人に電話をして確認したところ、そのとおりで間違いのないことです。後で義務者にも電話で確認したところ、粘土土で良い野菜ができないので、譲ることになりましたと言っていました。

問題はないと思いますが、皆さんの意見ををお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1について採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事

に意見を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号、整理番号1から12について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書6ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者10人、利用権の設定をする者13人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が60筆で面積6万7,108平方メートル、畑が2筆で面積1,498平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は6万8,606平方メートルでございます。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が9件、更新契約が3件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のおりとなります。

整理番号1。富田地内の地目、田が11筆、合計面積1万299平方メートル、10年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、新規であります。

次に、整理番号2。富田地内の地目、田が2筆、合計面積3,550平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

整理番号3。金谷郷地内の地目、田が1筆、面積2,241平方メートル、3年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム相当額、新規であります。

次に、整理番号4。南横川地内の地目、田が3筆、合計面積6,889平方メートル、6年、

物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。

整理番号5。南横川地内の地目、田が4筆、合計面積5,276平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号6。上谷新田地内の地目、田が1筆、面積251平方メートル、6年、金納、10アール当たり1万円、新規であります。

続きまして、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号7。南今泉地内の地目、田が4筆、合計面積7,076平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規であります。

次に、整理番号8。四天木地内の地目、田が1筆、面積678平方メートル、6年、物納、10アール当たりコシヒカリ60キログラム、新規であります。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。

整理番号9。大網地内の地目、田が11筆、合計面積1万408平方メートル、3年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号10。柳橋地内の地目、田が5筆、合計面積6,541平方メートル、3年、金納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、更新であります。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。

整理番号11。山口及び大網地内の地目、田が16筆、合計面積1万2,901平方メートル、地目、畑が2筆、合計面積1,498平方メートル、6年、地目、田が物納、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、地目、畑が金納、全体で1万5,000円、更新であります。

次に、整理番号12。細草地内の地目、田が1筆、面積998平方メートル、3年、金納、10アール当たり1万円、更新であります。

以上、整理番号1から12の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について担当委員の方から調査報告をお願いいたします。なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号1から2の案件について、借受人が同一であることから、一括して、積田敏春委員、よろしく願いいたします。

○積田委員 議案第3号、整理番号1から2について、一括して調査報告いたします。

整理番号1と2の借受人は同一人です。詳細は事務局説明のとおりです。

整理番号1については、12月1日に現地確認し、権利者、義務者から聴取しています。現地は今年も耕作されていました。

整理番号1の貸付人は市外在住で、従前から農業はしておらず、借受人に耕作を依頼していたもので、申請内容に間違いはないとのことでした。

整理番号2の貸付人は高齢で、後継者もないことから、本件田が遠方でもあり、経営規模縮小の手始めとして、近隣で耕作している借受人に今回、耕作を依頼したとのこと。違う近隣の農地については、引き続き耕作は続けるとのこと。

借受人も、申請内容に間違いはないとのことでした。借受人は、息子さんも農業を手伝う認定農業者であり、何ら問題ない案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいたします。

○若菜委員 それでは、農地利用集積計画、整理番号3の案件について調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局説明のありましたとおりでございます。

調査は12月1日、貸付人及び借受人に電話による聞き取り調査を行いました。

貸付人の話によると、今年自分で耕作をしていたが、高齢化により農作業もきつくなってきたので、隣接で耕作をしている借受人に耕作依頼をしたところ、引き受けてくれたのでお願いしたとのことでした。提出されている契約の内容については間違いはないとのことでした。

一方、借受人の話によると、貸付人により耕作依頼があり、隣接で自分が耕作しているので、この場所もできるとの思いで引き受けたとのことでした。申請内容について確認したところ、そのとおりであるとのことでした。

現地は、今年も貸付人が耕作しており、全く問題はないと思われます。一方、借受人のほうも田植機やコンバイン、乾燥機等の大型農作業機械を持っており、農業に従事している方でございます。

以上のような調査結果で、全く問題ないかとは思いますが、皆さんの慎重なる審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4から5の案件について、借受人が同一人であることから、一括して、今関喜明委員、よろしくお願いいたします。

○今関委員 それでは、調査報告をいたします。

12月4日、榎澤委員と共に借受人の代表者の方と、整理番号4番、5番の借受人計3名とお会いして、お話を伺ってまいりました。

この農地は、前々から借受人のところで作っていたそうです。正式な書類でやり取りするにあたり、今回の申請になったそうです。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号6の案件について、鶴澤英夫委員、よろしくお願いいたします。

○鶴澤委員 利用集積、整理番号6番の調査報告を申し上げます。

申請理由については、事務局の説明のとおりです。

12月4日に借受人にお会いし、調査をしてまいりました。

借受人の説明によりますと、貸付人の方から、10年ほど前から耕作を依頼され、現在まで耕作しておりましたが、今年の米価の下落によりかなりの収入減となりましたので、来年度は今まで以上に飼料米を多く耕作したいと思い、貸付人の方に利用集積をお願いしたところ承諾していただき、今回の申請となりました。

それから、貸付人のお宅にお伺いして確認してまいりましたところ、間違いございませんとのことでした。

皆さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7の案件について、加藤岡一弘委員、よろしくお願いいたします。

○加藤岡委員 利用集積、整理番号7番について調査報告をいたします。

理由としては、事務局の説明とおりです。

調査は、借受人、貸付人ともに12月5日に電話で確認し、申請に間違いのないことでした。

貸付人は、今年の秋まで耕作していたそうですが、年齢、また機械の老朽化などから、知人である借受人に耕作の依頼をし、借受人が了承したということから、今回の申請に至ったとのことでした。

借受人は、施設、機械も整っており、特に問題ないと思いますが、皆さんの慎重なる審議

をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号8の案件について、川嶋一美委員、よろしくをお願いいたします。

○川嶋委員 議案第3号、整理番号8について報告します。

内容は、事務局の説明どおりです。

12月2日に貸付人、借受人ともに話を伺いました。

借受人には直接会って話を伺いました。当該の田は、以前より貸付人の母親に頼まれて耕作をしていたとのことでした。

貸付人には電話で話を伺いました。田畑のことは今まで母親に任せていたんですが、その母親も高齢となり、田畑の状況を確認する中で、当該の田の貸借権の設定を今回正式に届け出たとのことでした。

借受人は、設備、機械もそろっており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号9の案件について、蔭山秀男委員、よろしくをお願いいたします。

○蔭山委員 整理番号9について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、12月1日、権利者、義務者宅を訪問し、確認してまいりました。

義務者は、もともと専業農家ではありますが、高齢となり、耕作を縮小したいことから、知人の間柄である権利者と相談し、双方合意の上、本申請となったようです。

権利者は専業農家でもあり、特に問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から12について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号、整理番号1から12に

ついて、一括して採決することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から12を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から12は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第4号(農地中間管理事業)

○議長 次に、日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画案の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

今回は、1件の農用地利用配分計画となりますが、既に利用集積計画により農地中間管理機構に借入れされており、今回の借受人に利用配分計画の作成により転貸しようとするものであります。

議案書の16ページをご覧ください。

表の上段に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所及び権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されております。

最後に、議案書の19ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課4者により、農地の貸し借りについて、既に確認がされているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより、議案第4号につきまして質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号、農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号(整理番号1～21)

○議長 次に、日程第7、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第5号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の20ページから21ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

各所在地名等につきましては、議案書のとおりとなります。

本案は、本年7月から8月にかけて実施した農地の利用状況調査及び11月9日に行った遊休農地調査推進会議において再生困難農地として判定した農地所有者に対し、農業委員及び農地利用最適化推進委員において聞き取り調査を行い、その結果を踏まえ、非農地判断についてお諮りするものでございます。

整理番号1から21について、議案書の右から2番目に判断詳細(非農地判断後地目)に記載のとおり状況でありました。

本総会で非農地と判断された土地につきましては、所有者に対し非農地通知書を交付するとともに、法務局など関係機関へ非農地通知一覧表を送付することとされております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。整理番号1から21について、一括して質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員の方にも発言を許可いたします。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第5号、整理番号1から21について、一括して採決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第5号、非農地判断について、整理番号1から21を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号、整理番号1から21は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 次に、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第11、報告第4号、軽微な農地改良の届出について、日程第12、報告第5号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係る質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の22ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

各農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の23ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を権利設定または移転

に伴い、転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、戸建分譲用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の24ページから25ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり5件の通知がありました。

内容につきましては、賃貸借を設定した農地について合意により解約されたことから、提出があったものでございます。

各農地の所在地、借借人、賃貸人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。提出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

各農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の27ページをご覧ください。

報告第5号ですが、議案書のとおり1件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は現地調査の結果、住宅敷地として使用されておりました。

さらに昭和58年から宅地で課税され、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第8から日程第12までの報告事項を終わりとします。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願いをいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

◎閉 会

○議長 それでは、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第32回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時54分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月10日

農業委員会長

布施和彦

署名委員

中村和敏

署名委員

積田敏春